

議案第163号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年
川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第8条第2項中「適用しない」の次に「こととする」を加え、同条に次の2
項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこ
ととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定す
る施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）で
あって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けているもの第17条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第41条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第49条中「第8条第1号」を「第8条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第8条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第8条」を「第8条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち満3歳以上の児童に対して保育を行うものであって市長が適当と認めるものは、連携施設の確保をしないことができることとすること等のため、この条例を制定するものである。